別記様式第一（その2）を次のように改める。

別記様式第1　　消火器具（その2）

本体容器	本体・内筒等												
	内筒容器等	液面表示											
消火薬剤	性状												
	消火薬剤量												
加圧用ガス容器													
カッター・押し金具													
ホース													
内開式ノズル・切替式ノズル													
指示圧力計													
使用済みの表示装置													
圧力調整器													
安全弁・減圧孔（排圧栓を含む。）													
粉上り防止用封板													
パッキン													
サイホン管・ガス導入管													
ろ過網													
放射能力													
消火器の耐圧性能													
簡易用消火具	外形												
	水量等												

備考	機器名	型式	校正年月日	製造者名
測定機器				

器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは次消火器をいう。
3　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一(5)に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの（消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあっては、抜取り方式により実施することができるものとして、この規定を適用する。

○外務省告示第五百二十二号

日本国政府は、平成十八年十二月二十日にニューヨークで採択された「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准書を平成二十一年七月二十三日に国際連合事務総長に寄託していたところ、同条約は、その第三十九条1の規定に従い、平成二十二年十二月二十三日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、批准書の寄託に際して、同条約第三十二条の規定に基づき、日本国は、同条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を強制失踪に関する委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認めることを宣言した。

同条約の締約国は、平成二十二年十二月十日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アルゼンチン共和国、ボリビア多民族国、ブラジル連邦共和国、ブルキナファソ、チリ共和国、キューバ共和国、エクアドル共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ホンジュラス共和国、イラク共和国、日本国、カザフスタン共和国、マリ共和国、メキシコ合衆国、ナイジェリア連邦共和国、パラグアイ共和国、セネガル共和国、スペイン、ウルグアイ東方共和国

平成二十二年十二月二十二日

外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第二千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字岐富四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岐富四五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦